

令和6年4月26日

電力・ガス取引監視等委員会

## 長期脱炭素電源オークションに係る監視の結果について (応札年度:2023年度)

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、2024年1月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2023年度)」の応札案件のうち落札候補となる応札案件全件の応札価格の監視を行い、監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

### 1. 監視の観点

- ・ 長期脱炭素電源オークションは、巨額の電源投資を対象としており、国民負担の最小化を図ることが必要であることを踏まえ、応札価格について、委員会が、長期脱炭素電源オークションガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、応札後に監視することとしています。
- ・ 監視対象は、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、落札候補となる応札案件全件の応札価格となります。
- ・ 今般、「長期脱炭素電源オークション(応札年度:2023年度)」について、監視を行いました。

### 2. 監視の方法

- ・ 落札候補となる応札案件全件について、各事業者に対し、資本費、運転維持費及び事業報酬の算定方法及び算定根拠の説明を求め、応札価格に含まれる費用項目ごとに、証憑等により事実関係を確認しました。
- ・ また、「2倍の水準」を超える予定価格・特命発注部分は、事業者に合理性の説明を求めて確認を行いました。
- ・ なお、費用項目に応じた監視の方法は、以下のとおりです。

#### ① 建設費、人件費、修繕費、経年改修費、その他のコスト(委託費、消耗品費等)

代表印が押された信頼できる証憑等の必要書類が揃っていることを前提として、以下のとおり監視を行う。

競争を伴う入札や相見積もりを行っている場合は、原則その金額を適切な金額と認める。

競争を伴う入札や相見積もりが未実施(予定価格のみ存在)の場合や特命発注を行う場合(特命発注とした理由をヒアリングなどにより確認)は、不当に高額な金額となっていないことを確認する。具体的には、「直近の発電コスト検

証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」を超える  
予定価格・特命発注部分は、合理的な理由があると認められた場合を除き、  
応札価格に含めることは認めない。上述の「2倍の水準」を超えない予定価格・特  
命発注部分についても、他の案件の金額に比して明らかに高額となっている等  
の特異な金額となっている場合には監視を行い、合理的な理由があると認めら  
れた場合を除き、特異な金額部分は応札価格に含めることは認めない。

- ② 系統接続費、廃棄費用、固定資産税、発電側課金、事業税、事業報酬  
ガイドラインに記載されている応札価格に織り込むことが認められるコストに  
おいて定められた算出ルールに則って算出されているか、監視を行う。

### 3. 監視の結果

- ・ 落札候補となる応札案件全件(24社53電源)について、応札価格の監視を行っ  
た結果、「応札価格に含めることが認められないと考えられる項目」を確認したこ  
とから、該当する16社41電源に対し、その旨の通知を行いました。
- ・ その後、15社40電源について、通知内容を反映して再算定された応札価格の  
提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認しました。
- ・ また、一部の費用を応札価格に含めることが認められないことにより、投資回収  
が困難と判断した1社1電源について、応札の取り下げの申し出がありました。が、  
これに伴う追加的な監視の必要はありませんでした。
- ・ これらの監視の結果、当初約定総額<sup>1</sup>は約4,148億円/年<sup>2</sup>であったところ、応  
札価格から減額する金額は約定総額で約14億円/年となり、応札の取り下げ  
に伴う減額は約32億円/年となりました。

(参考)監視を通じて確認された「応札価格に含めることが認められないと考えられる  
項目」の例

- ✓ 建設費のうち「2倍の水準」を超える部分について、特命発注とした理由を確  
認するとともに、類似案件との比較などを行った結果、合理的な理由がある  
とは認められない部分
- ✓ 事業報酬が応札価格に織り込まれているところ、二重計上となる、建設費に  
含まれている入札年度の翌年度以降分の支払利息
- ✓ 建設費に含まれている経年改修費について、想定使用期間が制度適用期間  
を跨ぐ設備・機器の費用のうち、制度適用期間を超える部分
- ✓ 人件費のうち「2倍の水準」を超える部分について、人員数や単価などを確認  
するとともに、賃金水準に関する統計データとの比較などを行った結果、合理  
的な理由があるとは認められない部分
- ✓ 修繕費及びその他のコストについて、制度適用期間における物価変動分
- ✓ 固定資産税、事業税及びその他のコストについて、誤って過大に算定してい  
た部分

<sup>1</sup> 応札価格(円/kW/年)×応札容量(kW)

<sup>2</sup> 長期脱炭素電源オークションにおいては、他市場収益の還付を控除した金額が、実質的な容量  
拠出金・容量確保契約金額となります。

- ✓ 消費税込みで計算された系統接続費及びその他のコストについて、その消費税分

(以上)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 下津

担当者:安原、星、北田、野崎

電話:03-3501-1552(直通)